

# 民間の協力

## 1 民生委員・児童委員

(民生委員法 昭和 23 年施行)

### (1) 民生委員・児童委員

「民生委員」は「民生委員法」に基づいて、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱された地域の方々に最も身近な相談・支援者です。児童福祉法第 16 条により「児童委員」を兼ねています。地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の調査、相談及び援助活動を行なっています。

また、福祉関係の行政機関と協働し問題が起こったときは、速やかに連絡を取り合う等のパイプ役として活動しています。

また、平成 6 年 1 月 1 日から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の制度ができ、平成 13 年 11 月に児童福祉法に規定が盛り込まれました。

ア 任期 3 年

イ 定数・地区構成（令和元年 12 月に 5 人増）

	富坂地区	大塚地区	本富士地区	駒込地区	計
区域担当委員数	42 人	34 人	32 人	34 人	142 人
主任児童委員数	3 人	2 人	2 人	2 人	9 人
計	45 人	36 人	34 人	36 人	151 人

ウ 民生委員の職務

- ・ 住民生活状況を必要に応じ適切に把握すること
- ・ 生活に関する相談、助言その他の援助を行うこと
- ・ 福祉サービス利用のための情報提供、その他の援助を行うこと
- ・ 社会福祉関係者と連携し、支援を行うこと
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

エ 児童委員の職務

- ・ 援助を必要とする児童などを発見した時の調査、関係機関（学校・児童相談センター・子ども家庭支援センター等）への連絡・通報などを行うこと
- ・ 担当区域内の児童や保護者からの相談を受け、これに対する助言を行うこと
- ・ 児童の健全育成のための地域活動に関する事業などに参加すること

オ 主任児童委員の職務

担当区域を持たずに区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域全体の児童問題に当たる

カ 活動状況

後記「民生委員・児童委員活動記録」表参照

キ 区から依頼を受けた主な協力事業（令和5年度）

- 高齢福祉課 ・ 敬老金等の配付（9月民生委員配付）
- ・ 緊急連絡カードの設置調査に係る訪問（12月民生委員配付）
- 生活福祉課 ・ 生活保護世帯の調査・相談
- 子育て支援課 ・ 児童扶養手当対象者調査

ク 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、協議会を組織して、合同及び地区協議会を開催し共通する議題や職務に関する連絡調整及び研究を行っています。

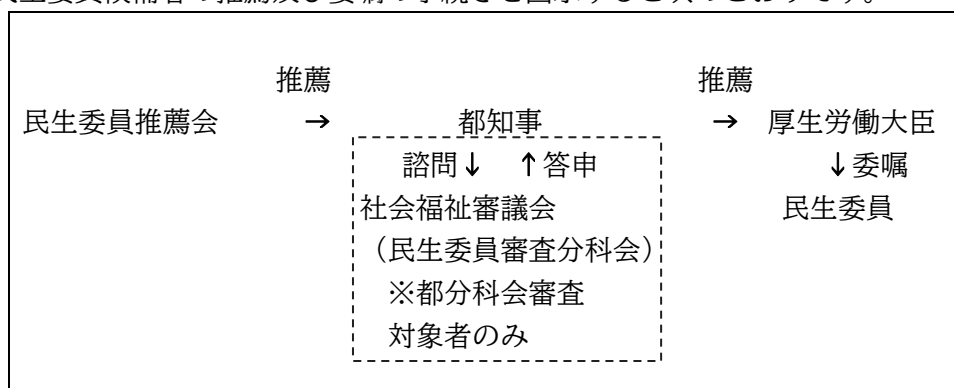
<民生委員・児童委員活動記録>

	活動内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容別相談指導件数	在宅福祉	140	85	122	83	80
	介護保険	80	55	88	85	43
	健康・保健医療	245	153	321	162	151
	子育て・母子保健	88	71	143	73	123
	子どもの地域生活	59	81	105	39	65
	子どもの教育・学校生活	393	200	120	122	147
	生活費	62	48	64	46	14
	年金・保険	14	5	6	5	10
	仕事	6	11	7	6	22
	家庭関係	56	48	55	73	78
	住居	89	120	101	94	98
	生活環境	100	84	97	110	86
	日常的な支援	647	440	318	350	222
	その他	599	503	592	466	336
	計	2,578	1,904	2,139	1,714	1,475
分野別相談指導件数	高齢者に関する	1,416	1,119	1,305	993	721
	障害者に関する	330	239	196	236	142
	子どもに関する	576	375	399	287	363
	その他	256	171	239	198	249
	計	2,578	1,904	2,139	1,714	1,475
その他活動	調査・実態把握	6,279	334	187	388	358
	行事への参加	5,133	992	2,164	3,650	4,607
	地域福祉・自主活動	2,660	2,174	1,844	2,247	2,754
	民児協運営研修	8,948	5,951	6,610	9,570	8,828
	証明事務	92	57	44	47	71
	要保護児童発見	8	8	7	7	23
訪問連絡	訪問連絡活動	4,751	11,727	6,251	5,777	4,843
	その他	29,319	3,317	10,625	14,995	18,810
	委員相互	26,978	28,409	32,168	31,973	27,127
	その他	9,587	9,394	10,245	10,096	10,901
活動日数	23,808	21,259	22,240	24,256	24,003	

## (2) 民生委員の推薦・委嘱

### ア 推薦・委嘱の手続き

民生委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると次のとおりです。



### イ 民生委員推薦会

民生委員法第8条に基づき設置された区の附属機関で民生委員の任期満了による委員の改選や欠員の補充について、委員としての適格者を選定し、都知事に候補者の推薦を行います。

(福祉政策課地域福祉係)

## 2 共同募金

(事業開始 昭和22年度)

「赤い羽根」で親しまれている共同募金は、全国的に展開される国民総たすけあいの精神を基調とした国民の善意に基づいて行われるものです。

社会福祉法人東京都共同募金会の地域組織として、本区に「共同募金文京地区協力会」が設置され、町会、民生委員および社会福祉協議会の代表が、この運営にあたっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
募金額	5,892,479円	4,346,798円	4,286,212円	4,263,760円	4,203,213円

(福祉政策課地域福祉係)

## 3 (社会福祉法人) 文京区社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会の生い立ち

文京区社会福祉協議会は、「明るい住みよい地域社会」づくりを目標に、昭和27年12月に設立され、昭和38年7月には社会福祉事業法(現・社会福祉法)による社会福祉法人となり、平成13年4月には財団法人文京区福祉公社と統合し現在に至っています。

## (2) 社会福祉協議会の目的

文京区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的としています。民生委員・児童委員、町会・自治会や話し合い員、福祉団体、ボランティア団体、区民の方々の参加と協力のもとに、地域福祉の推進・向上に努めています。

## (3) 所在地

事業所所在地：本郷四丁目15番14号 区民センター4階

## (4) 事業概要

事業種別	事業の概要
1. 地域での支え合い活動	地域福祉コーディネーターを配置し、地域における新たな支えあいの仕組みづくりに取り組み、地域福祉の向上を図る小地域福祉活動を推進する ア. ふれあいいいききサロン（小地域グループ活動） イ. 地域の支え合い体制づくり事業 ウ. 文京ユアストーリー エ. 地域力強化推進事業
2. 子育て支え合い活動	子育て支え合い活動の推進を図る ア. ファミリー・サポート・センター事業（受託事業） イ. 文京区子育てサポーター認定制度 ウ. 地域の子育てサポート連絡会 エ. 子ども食堂運営支援金助成事業
3. いきいきシニア活動	地域におけるシニア世代の社会参加活動を推進する ア. 高齢者クラブ友愛訪問活動事業への助成 イ. 高齢者クラブ緑に親しむ集い活動事業への助成 ウ. 高齢者クラブ地区芸能大会への助成 エ. 高齢者クラブ寿作品展への助成
4. 障害者の社会参加支援	地域における障害者の社会参加を支援する ア. 障害者通所施設合同運動会への支援（区に協賛） イ. 文肢協音楽の集いへの助成 ウ. 心身障害者施設行事への助成 エ. 通所施設指導員研修への助成 オ. 精神障害者家族会への助成 カ. 文京区心のふれあいをすすめる会事業への助成 キ. 宿泊訓練事業への支援
5. 地域福祉活動への支援	地域福祉活動を推進するため関係団体等への支援を行う ア. 民生委員・児童委員協議会への助成 イ. 話し合い員連絡協議会への助成 ウ. 高齢者クラブ連合会事業への助成 エ. 更生保護女性会研修会への助成 オ. 文京区社会を明るくする運動への助成 カ. 青少年健全育成会事業への助成

6. ボランティア・市民活動の推進	<p>ボランティア・市民活動の推進を図る</p> <p>ア. ボランティア活動基盤づくり (機材・活動室の貸出、ボランティア保険の加入受付)</p> <p>イ. ボランティア・市民活動への助成</p> <p>ウ. ボランティア・市民活動の情報収集および発信</p> <p>エ. ボランティア・市民活動の相談及び紹介等</p> <p>オ. 各種ボランティア・NPO・市民活動のネットワーク化</p> <p>カ. ボランティア養成講座の開催(手話、傾聴ボランティア等)</p> <p>キ. 福祉教育の推進、夏のボランティア体験教室</p> <p>ク. 災害時ボランティアへの取組み</p>
7. 地域課題解決の支援	<p>課題解決のための協働の推進を図る</p> <p>ア. 地域連携ステーション(フミコム)の運営</p> <p>イ. どっとフミコム(地域情報サイト)の運営</p> <p>ウ. 提案公募型協働事業</p> <p>エ. 課題解決のための活動相談</p> <p>オ. NPO等の活動団体の運営相談</p> <p>カ. 活動団体の資金獲得・広報等の各種講座の実施</p> <p>キ. 活動のきっかけづくり(フミコム cafe、フミコム朝活等)の講座の実施</p>
8. いきいきサポート事業	<p>いきいきサポート事業(有償)の推進を図る</p> <p>ア. 家事、大掃除・草取り等のコーディネート</p>
9. みまもり訪問事業	<p>ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、みまもりサポーターによる訪問、声かけを行う。</p>
10. 権利擁護センター事業 (あんしんサポート文京)	<p>判断能力の低下した高齢者や障害者が地域で安心して生活を続けられるよう支援を行う</p> <p>ア. 福祉サービス利用援助事業</p> <p>イ. 財産保全管理サービス事業</p> <p>ウ. 福祉サービスの苦情解決等に関する事業</p> <p>エ. 福祉サービス苦情等解決委員会の運営</p> <p>オ. 成年後見制度の利用支援、個別相談会、学習会の実施、申立経費助成</p> <p>カ. 弁護士・司法書士による専門相談</p> <p>キ. 法人後見業務、法人後見監督人業務</p> <p>ク. 緊急事務管理事業(受託事業)</p> <p>ケ. 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会事務局(受託事業)</p> <p>コ. 成年後見中核機関事業の実施(受託事業)</p>
11. 歳末・地域福祉 たすけあい運動	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員、文京区等の協力を得て募金活動を行い、地域福祉活動の推進を図る</p>
12. 生活福祉資金等 貸付事業	<p>低所得世帯等への生活福祉資金、教育支援資金、失業により生活維持が困難な世帯の自立支援を図るための総合支援資金、不動産を担保とした不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付を行う</p> <p>ア. 生活福祉資金の貸付(受託事業) (福祉資金、緊急小口資金)</p> <p>イ. 教育支援資金(受託事業)</p> <p>ウ. 総合支援資金(受託事業)</p> <p>エ. 不動産担保型生活資金(受託事業)</p> <p>オ. 生活福祉資金特例貸付(受託事業)</p>

13. 臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの生活費の貸付を行う ア. 臨時特例つなぎ資金（受託事業）
14. 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料及び高校・大学受験等の受験料の捻出が困難な低所得者に対して、貸付を行うことにより、低所得世帯の子供を支援する。（受託事業）
15. その他の地域福祉事業	ア. 屋外生活者緊急援護 イ. 福祉車両、車椅子の貸出し
16. 小地域福祉活動	地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進し、地域福祉の向上を図る小地域福祉活動を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置する ア. 「地域の居場所（つどい～の）等」補助金
17. 高齢者の生活支援体制整備事業	地域の多様な主体によるさまざまな生活支援サービス（助け合い活動等）の体制整備を進めるために生活支援コーディネーターを配置する ア. 「住民主体のかよいの場（かよい～の）」補助金
18. 組織運営	地域福祉の向上を目的に社会福祉協議会の組織運営を行う ア. 理事会、評議員会の開催 イ. 会員の研修・研究活動等
19. 連絡調整	他の機関・団体等との情報交換、連絡調整を行う ア. 都内社協役員会、事務局長会等を通じての情報収集 イ. 城北ブロック社協との情報交換 ウ. 区内社会福祉関係団体等との連絡調整等
20. 広報活動	多様な媒体を利用して社会福祉協議会の活動を周知する ア. 広報紙「文社協だより」の発行 イ. 「文社協ガイドブック」の発行 ウ. 区報及びCATV等によるPR エ. ホームページやフェイスブックの活用 オ. 区内イベントでのPR カ. 文京区観光写真コンクール事業への支援（協賛事業）
21. 財源確保	区民参加を目標に会員の拡充を図り、会費の増収に努める ア. 個人、団体（企業）の加入促進 イ. 広報紙「文社協だより」の全戸配布による会員加入の促進 ウ. 広報紙「文社協だより」の広告、封筒広告による広告費収入 エ. 寄付金の受付、募金箱の設置

## (5) 生活福祉資金貸付制度

（事業開始 昭和30年度／平成2年度に世帯更生資金から名称変更）

- 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や障害者、療養または介護を要する高齢者のいる世帯（所得制限あり）に資金を貸付け、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。
- ① 資金の概要
  - ・ 下記の②に定める具体的な利用目的がある場合、必要な資金を貸付けます。
  - ・ 金融機関や公的機関の貸付・助成制度が受けられる場合はそちらが優先となります。

- ・すでに支払いを終えた経費については、貸付けを行いません。
- ・連帯保証人が必要です。また、民生委員による面接が必要です。

② 資金の種類

- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・緊急小口資金

③ 利子及び返済方法

ア 利子

- ・福祉資金（保証人有なら無利子、無なら年 1.5%）
- ・教育支援資金（無利子）
- ・緊急小口資金（無利子）

イ 返済

- ・元利均等の月賦返済（据置期間あり）

④ 貸付状況（決定額）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規 貸付	教育支援資金 8件 11,617,500円	教育支援資金 4件 4,135,000円	教育支援資金 7件 8,647,000円	教育支援資金 10件 11,777,000円	教育支援資金 8件 10,435,000円
	福祉資金 0件 0円	福祉資金 0件 0円	福祉資金 0件 0円	福祉資金 0件 0円	福祉資金 2件 795,000円
	緊急小口2件 167,000円	緊急小口0件 0円	緊急小口0件 0円	緊急小口6件 518,000円	緊急小口11件 974,000円
合計 件数	10件	4件	7件	16件	21件
合計 金額	11,784,500円	4,135,000円	8,647,000円	12,295,000円	12,204,000円

◆ (6) 総合支援資金貸付制度 ◆

(事業開始 平成 21 年度)

- 事業の実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行います。
- 総合支援資金貸付対象等
  - ア 対 象：失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の(ア)から(オ)のいずれの条件にも該当する世帯。
    - (ア) 低所得者であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること。

- (イ) 借入申込者の本人確認が可能であること。
- (ウ) 現に住居を有していること。または、住居確保給付金の申請を行い住宅の確保が確実に見込まれること。
- (エ) 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済（償還）を見込めること。
- (オ) 失業等給付、年金等の他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

イ 連帯保証人：原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付になります。

ウ 利率及び返済方法：連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年 1.5%の有利子。返済は貸付期間終了後6か月の据置期間を経て、10年以内で償還（最終償還期限到来時の年齢は70歳以下）します。

① 生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費

貸付上限額：〔複数世帯〕月額 20 万円以内の必要額

〔単身世帯〕月額 15 万円以内の必要額

貸付期間：原則 6 か月以内（初回申請は 3 か月以内とし、状況により延長可）

貸付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
決定額	0 円	0 円	204,000 円	0 円	0 円

② 住宅入居費（住所確保給付金申請者のみ対象）

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な費用

対象経費：ア 敷金・礼金等

イ 入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費等

貸付上限額：40 万円（見積額どおり）

貸付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
決定額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

③ 一時生活再建費（生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象）

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

対象経費：ア 生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用、家具什器費等

イ 公共料金等滞納の場合の支払い費用等

貸付上限額：60 万円以内

貸付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
決定額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円



## (7) 緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付

(事業開始 令和元年度、令和4年9月30日終了)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金にお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施する。
- 事業の実施主体は、東京都社会福祉協議会

### ① 緊急小口資金の特例貸付

貸付限度額：20万円

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1年以内

償還期間：2年（24回）以内

貸付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込件数	2,147件	619件	172件

### ② 総合支援資金の特例貸付

貸付限度額：月額20万円（3カ月以内/延長3カ月以内）

※延長貸付は令和3年6月末で申請終了

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1年以内

償還期間：10年（120回）以内

貸付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初回申込件数	1,464件	602件	138件
延長申込件数	747件	266件	

### ③ 総合支援資金の特例貸付 再貸付（令和3年12月末で申請終了）

貸付限度額：月額20万円（3カ月以内）

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1年以内（免除の規定が決定次第3年以内に変更の予定）

償還期間：10年（120回）以内

貸付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込件数	627件	721件	

## (8) 不動産担保型生活資金

(事業開始 平成15年度/平成21年10月に長期生活支援金から名称変更)

- 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 現在居住している自己所有の不動産に将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、その不動産を担保として生活福祉資金を貸付けすることで、その世帯の自立を支

援することを目的とします。

#### ① 対 象

次の全てに該当する方です。(ア)借入申込者が単独で所有、もしくは同居の配偶者との共有名義である不動産に居住している世帯 (イ)居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保が設定されていないこと (ウ)配偶者または借入申込者、もしくは配偶者の親以外の同居人がいない (エ)世帯構成員が原則として 65 歳以上であること (オ)区市町村民税非課税及び均等割課税程度の低所得世帯

#### ② 貸付限度額

担保となる土地の評価額の 70%までで、原則として月額 30 万円以内です。

#### ③ 貸付期間

貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は契約終了までです。

#### ④ 連帯保証人

原則 1 名 (推定相続人であること)

#### ⑤ 利 率

年 3 %又は当該年度における 4 月 1 日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定めます。

#### ⑥ 契約の終了

借受人が死亡したとき (ただし、同居の配偶者が貸付契約を継承した時を除く)、東京都社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき、借受人が貸付契約を解約したときです。

#### ⑦ 返済

契約の終了時に、借受人 (借受人死亡の場合はその相続人) 及び連帯保証人は、貸付元利金を一括して返済します。

### ◆ (9) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ◆

(事業開始 平成 19 年度/平成 21 年 10 月に要保護世帯向け長期生活支援資金から名称変更)

○ 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会

○ 自宅を所有する要保護状態 (※) の高齢者世帯に対し、自宅を担保に生活資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援し、生活保護の適正化を図ることを目的とします。

※要保護状態とは、この制度を利用しなければ生活保護の受給を要すると、保護の実施機関 (以下、区生活福祉課) が認めた状態にあることをいいます。

#### ① 対 象：次の全てに該当する方です。

(ア) 借入申込者が概ね 500 万円以上の資産価値の居住用不動産 (集合住宅を含む) を所有していること。

(イ) 借入申込者が単独所有していること (同居の配偶者と共有している場合、配偶者が連帯借受人となること)

(ウ) 住宅ローン等の担保になっていないこと。

(エ) 借入申込者及び配偶者が原則として 65 歳以上であること。

(オ) 要保護状態にあること。

- ② 貸付限度額：不動産評価額の7割（集合住宅の場合は5割）で、区生活福祉課が定めた貸付基本額以内です。
- ③ 貸付期間：貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または契約終了までです。
- ④ 連帯保証人：必要ありません。
- ⑤ 利率：年3%又は当該年度における4月1日時点での銀行の長期プライムレートのいずれか低い方。
- ⑥ 契約の終了：借受人が死亡したとき（連帯借受人がいる場合は借受人と連帯借受人が死亡したとき）又は東京都社会福祉協議会または借受人が貸付契約を解約したときです。
- ⑦ 返済方法：契約の終了時に借受人、借受人死亡の場合は借受人の相続人が貸付元利金を返済します。

## ◆ (10) ふれあいいきいきサロン活動支援 ◆

（事業開始 平成13年度）

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、地域の方々による「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいつくりの場としてのサロン活動を支援します。

### ① 運営

サロン運営は、それぞれのサロンの参加者とスタッフボランティアの共同企画によって行います。

### ② 参加者

主に高齢者、障害者、子育て中の方等と地域住民です。

### ③ 活動内容

お茶飲み会、おしゃべり、会食、健康体操など関心事の学習会など、参加者全員が楽しめる内容です。

### ④ 運営支援

サロン開設経費や運営費用の一部を助成します。また、開設までの準備やその後の運営方法など支援します。

### ⑤ サロン活動保険

安心して活動できるよう、事故等を補償する総合保険に加入します。保険料は社会福祉協議会が負担します。

（各年度末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン数	120 か所	125 か所	128 か所	146 か所	147 か所

## (11) ファミリー・サポート・センター事業

(事業開始 平成 12 年度) 区の委託事業

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と、子育ての援助ができる方(提供会員)が、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。援助をお願いしたい方、育児の援助を行いたい方はファミリー・サポート・センターの会員になることが必要です。

### ① 依頼会員

文京区在住で、生後4か月からおおむね12歳までのお子さんをもつ保護者。

### ② 提供会員

原則として文京区在住の20歳以上で、育児の援助ができる方。活動前にセンターが実施する講習会を受けていただきます。

### ③ 援助活動の内容

(ア) 保育施設の開始前、または保育終了後に子どもを預かること。

(イ) 保育施設等までの子どもの送迎を行うこと。

(ウ) 学校の放課後、または学童クラブ終了後に子どもを預かること。

(エ) その他、主に仕事と育児の両立に必要な援助。

※ 援助活動は原則として提供会員宅で行います。依頼会員宅での援助活動は、文京区子育てサポーター認定制度スタンダードサポーター認定研修等を修了した提供会員に限ります。

※ 宿泊を伴う援助は行いません。

### ④ 活動の時間帯

おおむね午前6時から午後10時までの間で提供会員が活動できる時間帯です。

### ⑤ 料金(利用料・報酬)

	依頼会員宅での預かり 利用料(1時間当たり)	その他援助活動 利用料(1時間当たり)
平日	900円	800円
土曜・休日	1,100円	1,000円

※ 報酬のほかに、食事、おやつ、交通費等の実費がかかる場合があります。

※ 取り消しの際には取り消し手数料がかかる場合があります。

### ⑥ 万が一の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。

### ⑦ 会員数

(各年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数	2,758人	2,419人	2,256人	2,187人	2,281人
提供会員数	294人	288人	265人	302人	344人
両方会員数	14人	13人	12人	13人	13人

### ⑧ 活動実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総活動件数	8,458件	3,641件	3,881件	4,375件	5,175件
総活動時間	12,378時間	4,492時間	5,124時間	5,642時間	6,140時間

## (12) 文京区子育てサポーター認定制度

(事業開始 平成 27 年度)

受講した研修に応じ、修了者の等級や活動等がステップアップする認定制度と研修を実施します。また、ファミリー・サポート・センター事業に加え、地域子育て支援拠点事業、国の制度である子育て支援員制度や区内で活動する NPO 団体が実施する事業等、様々な活動分野と連携します。(令和 2 年度よりアドバンスサポーター研修の内容を一部改め居場所サポーター研修と改称)

・スタンダードサポーター、アドバンスサポーター認定研修実施回数及び修了者数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ベーシック ※	—	1 回 8 人	1 回 11 人	2 回開催 33 名修了	2 回開催 19 名修了
スタンダード	2 回 24 人	中止	1 回 21 人	2 回開催 48 名修了	2 回開催 45 名修了
アドバンス	1 回 23 人	居場所サポーターに変更	居場所サポーターに変更	居場所サポーターに変更	居場所サポーターに変更
居場所	—	中止	中止	1 回開催 26 名修了	1 回開催 13 名修了

## (13) 地域の子育てサポート連絡会

(事業開始 平成 27 年度)

地域人材が担い手になる子育てサポートに関する連絡会を開催し、子育て中の当事者や地域の支援者・ボランティア団体等のネットワーク形成を図るとともに、子育てをテーマにした研修や企画等の提案・実施をします。また、「地域子育て支援拠点事業」実施団体の運営支援や研修・連絡会を開催します。

事業実績

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全体会	開催回数	1 回	1 回	1 回	2 回(全体会・講演会)	・全体会 1 回開催 ・育児困難家庭支援研修 1 回開催
	参加者数	36 人	30 人	30 人	51 人・11 人	34 人、48 人
分科会	開催回数	2 回(1 グループ)	中止	1 回(1 グループ)	2 回(分科会・研修)	分科会 1 回開催
	参加者数	6 人		4 人	4 人・11 人	3 人

## (14) 子ども食堂運営支援金助成事業

(事業開始 平成 29 年度)

文京区内で住民主体により運営される、食事提供の支援を含めた居場所である「子ども食堂」の設置や運営に係る経費の一部として、運営支援金の助成を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立ち上げ助成 件数	2件	4件	0件	0件	0件
事業実施経費 助成件数	11件	15件	11件	12件	13件
助成総額	1,633,099円	1,889,073円	1,477,000円	1,625,000円	1,717,000円

### (15) いきいきサポート事業（在宅福祉サービス事業=会員制）

（事業開始 平成13年度/令和4年度にいきいきサービスから名称変更）

登録した地域住民（協力会員）が利用会員宅での家事等のサポートを行う会員制の事業です。

#### ① 会員登録状況 （各年度末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	167人	129人	83人	67人	72人
協力会員	174人	124人	123人	129人	88人

#### （ア）利用会員

（イ）区内にお住まいで次のいずれかにあてはまる日常生活で手助けが必要な方です。

・概ね60歳以上の方 ・何らかの障害のある方 ・ひとり親家庭の児童 ・妊産婦

#### ② 協力会員

福祉に理解と熱意のある方で、利用会員に対して家事などのお手伝いをしてくださる方。

謝礼：家事援助1時間につき910円～980円。大掃除・草取りサービス1人あたり1時間につき1,000～1,100円。

#### ③ 内容

協力会員が家事や草取りなどを行います。

一般	掃除、洗濯、調理、買物、外出介助	利用料 1時間 910～980円
大掃除・草取り	大掃除、草取り	利用料 一人1時間 1,000～1,100円

#### （延べ利用時間）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家事援助	6,502時間	3,975時間	3,628時間	3,069時間	2,735時間
介護援助	345時間	119時間	140時間	143時間	65時間
大掃除等	438時間	265時間	306時間	297時間	281時間

## (16) 権利擁護センター（あんしんサポート文京）

（事業開始 平成 13 年度）

あんしんサポート文京では、高齢者、障害者等が安心して地域社会での生活を続けられるように、各種の支援を行ない、地域福祉の向上に努めます。

### ① 福祉サービスに対する苦情申立への対応

福祉サービスに対する苦情等に対し、サービス提供事業者等と共に解決に向けて対応します。

### ② 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）および財産保全管理サービスの実施

#### （ア）利用対象者

##### a 福祉サービス利用援助事業

在宅で生活をしている認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が十分でない方

（利用者数は各年度末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	51人	51人	60人	67人	78人
（新規件数）	21件	13件	21件	21件	29件
（解約件数）	12件	13件	12件	14件	18件

##### b 財産保全管理サービス

在宅で生活をしていて、判断能力はあるが高齢（おおむね 60 歳以上）及び身体障害等で財産の保全・管理が困難な方

（利用者数は各年度末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	15人	14人	12人	14人	16人
（新規件数）	3件	1件	0件	4件	2件
（解約件数）	1件	2件	2件	2件	0件

#### （イ）サービス内容

##### a 福祉サービスの利用援助

福祉サービス利用手続きの援助、福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用料の支払手続などを行います。

##### b 日常的金銭管理サービス

年金・福祉手当の受領手続、税金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等の支払手続、日常生活に必要な預金の払戻し・預け入れ・解約等の手続の援助を行います。

##### c 書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金通帳、権利証、保険証書、実印、銀行印等を銀行の貸し金庫にてお預かりします。

#### （ウ）利用料金

##### a 福祉サービス利用援助事業・財産保全管理サービス共通

1 回 1 時間まで 800 円

以降 30 分まで毎に 400 円

（援助にかかる交通費等は別途実費）

##### b 書類等の預かりサービス

1 か月 1,000 円

③ 成年後見制度の利用支援

成年後見制度および任意後見制度の利用に関する相談に応じ、支援をしています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	974件	775件	1,114件	1,495件	1,501件

④ 専門相談の実施

弁護士による法律相談（個別相談、要予約）を実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	16件	16件	19件	30件	30件

弁護士・司法書士による成年後見相談（個別相談、要予約）を実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	22件	21件	31件	35件	34件

⑤ 法人後見の受任

成年後見制度を必要としながらも適切な後見人が得られない方について、文京区社会福祉協議会が法人として成年後見人になり、財産の管理や生活に必要な契約行為を行います。

(各年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受任件数	7件	7件	5件	7件	5件

⑥ 成年後見制度費用助成事業

後見制度の利用に要する費用を負担することが困難である方に、審判申立費用の助成を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立助成件数	2件	0件	1件	0件	0件

⑦ 成年後見学習会

成年後見制度、権利擁護に対する知識、関心を深めることを目的に区民を対象とした学習会を開催し、知識習得の機会を提供しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	2回	6回	6回	7回
参加者数	176人	38人	139人	175人	251人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、規模を縮小しました。

⑧ 成年後見人サポート事業

既に後見人になっている方や、これから後見人になる方に対して、成年後見人講座等を開催しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	中止	2回	2回	2回
参加者数	43人		15人	33人	22人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

⑨ 成年後見中核機関事業の実施（事業開始 令和3年度） 区の委託事業

成年後見制度利用促進法を受け、制度を必要とするご本人にメリットのある制度の活用ができるよう、ご本人、ご本人を支える後見人等や支援関係者へのサポートとして、法律・福祉の専門職による助言を受ける場や、専門職団体等の連携強化を図る協議会の運営等を通して、認知症や



障害があっても、自分らしく安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。

(ア) 権利擁護支援連携協議会

中核機関事業の運営、地域連携ネットワークに係る事項及び成年後見制度の利用上の課題について協議します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	2回	2回

(イ) 権利擁護支援連携協議会実務者会議

支援チームでの相談事例の支援方針及び支援経過について、専門職等から助言を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	8回	8回
検討事例数	6事例	7事例	7事例

(ウ) 専門職向け周知・啓発の実施

権利擁護支援や成年後見制度の実施・相談機関に対し、講座等の実施により、成年後見制度の利用促進が図られるよう実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	2回	1回
参加数	39人	81人	45名

◆ (17) 地域連携ステーション(ボランティア担当) ◆

(事業開始 昭和61年度)

「ボランティア活動してみたい」「ボランティア活動についての情報がほしい」などボランティア市民活動に関する相談を行っています。

○各種相談実績延べ件数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動相談	274件	192件	620件	679件	625件
募集相談	個人	21件	68件	21件	31件
	施設等	73件	11件	2件	81件

◆ (18) 地域連携ステーション (フミコム) ◆

(事業開始 平成28年度)

フミコムは、文京区社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

① コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い活動の相談対応を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援します。

② イベント・交流会の開催

活動へのきっかけづくりとして、さまざまな人たちが集まるイベント・交流会としての「フミ

コム cafe」や、これから地域活動をしたい人が得たいスキルを学ぶ場としての「ファミコム朝活」を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信、ネットワーク構築を目指します。

③ 各種講座の開催

ファンドレイジング講座や広報講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行います。

④ 文京区提案公募型協働事業「B チャレ」の募集

「新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図るための協働の拠点」の体現化を目指し、区民や団体による地域課題の解決や地域活性化に向けたチャレンジを、協働で実施することを応援する事業です。その事業を実践する活動に助成をします。

◆ (19) みまもり訪問事業 ◆

(事業開始 平成 23 年度)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、月 2 回程度、「みまもりサポーター」による訪問を行います。

- ① 対象：(ア) 65 歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、または日中独居の方  
(イ) 介護保険のサービスやその他安否確認を目的とする制度を利用していない方  
(上記の (ア) と (イ) 両方の該当する方)

- ② 内容：地域の方で社会福祉協議会に登録している「みまもりサポーター」が月 2 回程度、玄関先での声かけを行います。様子がいつもと異なる場合は関係機関と連携して対応します。

○費用：無料 (各年度末現在)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者	53 人	41 人	33 人	25 人	24 人
サポーター	53 人	52 人	49 人	43 人	43 人

◆ (20) 地域福祉コーディネーターの配置 ◆

(事業開始 平成 24 年度)

地域で日頃感じている生活上の困りごとなどを、地域住民と一緒に考え解決していくため、地域に根差し活動する地域福祉コーディネーターを、平成 24 年度 1 圏域、平成 26 年度 2 圏域、平成 27 年度より区内全 4 圏域に配置しました。(各年度延べ件数)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
直接支援	1,061 件	1,008 件	818 件	783 件	635 件
間接支援	1,384 件	1,736 件	1,288 件	1,118 件	1,064 件
地域支援	6,736 件	5,784 件	5,617 件	5,595 件	4,935 件
啓発活動	160 件	116 件	74 件	84 件	96 件

## (21) 地域の支え合い体制づくり事業

(事業開始 平成 29 年度)

### ① サロンぷらす

地域の課題解決を目的とし、参加者同士の交流を深める活動を行いながら、地域の皆さんが誰でも自由に集うことができる居場所づくりを行うため、運営する団体に補助金を交付します。

(令和元年度から一部ふれあいいきいきサロンと内容を整理)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	7件	7件	7件	5件	9件
助成総額	524,000円	345,000円	331,000円	282,000円	474,000円

### ② 「住民主体の通いの場」立ち上げ経費補助

「住民主体の通いの場」を運営する団体で、立ち上げ時に必要な物品等を補助します。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	3件	0件	1件	0件	1件
助成総額	300,000円	0円	100,000円	0円	100,000円

## (22) 介護予防・日常生活支援総合事業

(事業開始 平成 28 年度)

### ① 生活支援コーディネーターの配置 (事業開始 平成 28 年度)

地域の多様な主体によるさまざまな生活支援サービス（助け合い活動等）の体制整備を進めるため、生活支援コーディネーターを区内全4圏域に配置し、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられた生活支援体制整備事業を行います。

### ② 住民主体の通いの場（かよい～の）(事業開始 平成 29 年度)

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合う活動を推進するため、実施する団体に補助金を交付します。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	28件	26件	26件	28件	32件
助成総額	6,078,000円	5,411,183円	5,633,500円	5,965,000円	7,404,000円

## (23) 地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備

(事業開始 令和元年度)

### ① 地域力強化推進事業 (事業開始 令和元年度)

地域の自主的な助け合い、支え合い活動の中心となり、多世代の人々が自由に交流できる「多機能な居場所（つどい～の）」の構築に対して、その開設・運営費等を補助します。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営費助成件数	5件	7件	7件	8件	8件
立上費助成件数	2件	1件	1件	1件	0件
助成総額	13,640,000円	15,323,000円	14,914,240円	16,326,000円	16,715,000円

### ② 文京ユアストーリー (事業開始 令和元年度)

身寄りのない高齢者等が、人生の最期まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、社会参加支援・定期連絡・訪問を行うとともに、判断能力等の衰えが見られる場合には後見制度や介護サービスの案内、葬儀や家財処分の準備等を、本人の意向に沿って支援します。

(各年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
問合せ人数	45人	45人	35人	43人	46人
申込人数	15人	15人	7人	10人	6人
新規契約人数	2人	9人	4人	8人	9人

## 4 (公益社団法人) 文京区シルバー人材センター

(設立 昭和52年度)

### (1) シルバー人材センターの生い立ち

シルバー人材センターは、今後の高齢社会の進展に対し、高齢者の就業による「生きがい」と「健康の増進」等をめざして昭和52年に設立されました。昭和55年には社団法人に、昭和61年には「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により法制化され、さらに平成23年4月1日に公益社団法人に移行した団体です。

### (2) シルバー人材センターの目的

長年の豊富な人生経験を活かして働くことによって、生きがいを求め、社会に役立ち、さらに収入を得たいという、健康な60歳以上の方が集まった団体で、高齢者の生きがいと就業を結びつけた事業を行っています。官公庁や民間企業、一般家庭等から、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員がお互いに力を合わせて自分達の手で運営し、地域社会の理解と協力を得ながら、会員の働く機会を広げていく活動を続けています。

### (3) 所在地

事務所所在地：春日一丁目16番21号 文京シビックセンター4階

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	1,128人	1,153人	1,210人	1,275人	1,390人
請負契約 件数	7,268件	6,395件	6,967件	7,415件	7,430件
請負契約 金額	361,860,567円	345,929,050円	380,297,971円	432,555,424円	462,536,850円
派遣登録 会員数	196人	219人	269人	288人	323人
派遣契約 件数	54件	42件	48件	55件	62件
派遣契約 金額	39,449,435円	34,882,437円	52,469,582円	55,300,903円	59,510,719円

### (4) 事業概要

#### ① 特色

ア 高齢者の希望する臨時的・短期的又は軽易な仕事を提供して、健康づくりや生きがいづくりを目的とする法律に基づいて設立された団体で、区、都及び国から助成を受けています。

イ シルバー人材センターが、会員にふさわしい仕事を受託し、各会員はそれぞれの希望に沿って請負や派遣の仕事に従事します。

ウ [請負の場合]

会員は、センターと発注者が結ぶ「請負契約」に基づいて働きます。仕事の完成を約束してその仕事の完成に対して報酬を支払うという契約です。発注者との雇用関係が生じる就業ではないため、会員は発注者からの指揮命令は受けません。

[派遣の場合]

会員と東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合本部）が雇用契約を結び、センターが仕事上の調整を行って、会員を発注者の就業場所へ派遣します。会員は発注者からの指揮命令で働き、発注者の従業員とともに就業します。

このような特色を活かし、文京区シルバー人材センターは、現在1,390人（令和6年3月末）の会員を擁し、会員の能力に応じた就業機会を提供しています。

## ② 請負の仕事の種類

ア 実務経験を活かせる仕事

受付窓口、書類整理等

イ 専門技能を活かせる仕事

植木剪定、襖・障子張り、網戸張り

ウ その他、高齢者に適した仕事

スポーツ施設・学校等の管理、家事援助、会館管理、ポスターの掲示、学童交通指導  
毛筆宛名書き、除草、ビル清掃、封入、区報配布等

## ③ 派遣の仕事の種類

ア 実務経験を活かせる仕事

一般事務、経理事務、児童館受付・印刷・使送、介護施設・保育施設補助、期日前選挙  
受付事務

イ その他、高齢者に適した仕事

スーパー・コンビニの品出し、マンションの管理業務、飲食店・フードコートにおける  
調理補助、接客等

## ④ 「シルバーお助け隊」（区補助事業）

平成20年9月より高齢者・障害者世帯のちょっとした困りごとをサポートする「シルバーお助け隊」をスタートさせました。

ア 対象

a 70歳以上のみ高齢者世帯 b 障害者のみ世帯

イ 内容

専門的技術を必要としない軽易で短時間（概ね30分程度）で終了する継続性のないもの

a 電球・蛍光管の交換 b 軽易な家具の移動 c 浴槽の掃除

d 代筆（毛筆以外） e 庭掃除（雑草除去など） f 体調不良時の生活必需品の買物等

g その他上記に準ずる内容

ウ 利用者負担額：1回300円（1回1名30分以内の作業）

（注1）2名での就業は2回分となります。

（注2）蛍光灯や買い物の購入料金等は利用者の実費負担になります。

エ 利用回数：年間4回まで

⑤ 買い物支援おたがいさまサービス事業（区補助事業）

平成28年10月より高齢者の介護予防及び日常生活の自立を支援することを目的とした「買い物支援おたがいさまサービス事業」をスタートさせました。

ア 対象

a 介護予防・日常生活支援総合事業を利用する方

b 介護予防ケアマネジメントを受けている方

（事業の提供は、地域包括支援センターからの依頼に基づき実施します。）

イ 内容

利用者の求めに応じ日常生活に必要な物品を調達し、併せて利用者の状況に応じた見守り支援を行います。

ウ 利用者負担額：1回250円（1回60分程度）

エ 利用回数：月4回（週1回）、月2回（隔週）、月1回何れかの類型でサービスを提供

⑥ 「介護施設お助け隊」（区補助事業）

平成29年10月より高齢者の社会参加を促進し介護施設における業務の負担軽減を図ることを目的とした「介護施設お助け隊」をスタートさせました。

ア 対象

区内特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター

イ 内容

a 話し相手・傾聴 b 配膳・下膳・お茶入れ c 食事見守り d 食器洗い

e シーツ交換 f 洗濯・たたみ・仕分け g 廊下・トイレ・洗面所清掃

h 部屋清掃 i その他

## 5 保護司

（保護司法 昭和25年施行）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。文京区保護司会は昭和

28年に発足し、令和5年度末で、61人の保護司が所属しております。

「文京区社会を明るくする運動」の取組においては、文京区保護司会が中心となり展開しています。

(福祉政策課地域福祉係)

## 6 文京区更生保護女性会

(設立 昭和32年)

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

文京区更生保護女性会は、社会を明るくする運動の推進、青少年健全育成活動の推進、更生支援活動の推進等、様々な活動に携わっております。

(福祉政策課地域福祉係)

